

前線に伴う降雨による防災情報(第6報・終報)

新庄河川事務所では、7月24日9時00分、災害対策支部(警戒体制:砂防)を設置し、警戒にあたっておりましたが、管内の砂防施設等の点検の結果、異状が認められないこと、また、今後まとまった降雨が予想されないことから、7月25日12時00分に災害対策支部(警戒体制・砂防)を解除しました。

1. 新庄河川事務所の体制

7月23日(木)17時00分 災害対策支部(注意体制・砂防)設置

7月24日(金)9時00分 災害対策支部(警戒体制・砂防)に移行

7月25日(土)12時00分 災害対策支部(警戒体制・砂防)を解除

※災害対策支部(砂防)設置基準

注意体制:連続雨量80mmに達し土砂災害の恐れがある場合

警戒体制:連続雨量120mmに達し土砂災害の恐れがある場合

時間雨量40mmに達し土砂災害の恐れがある場合

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所

山形県新庄市小田島町5-55

TEL:0233-22-0262

副所長(砂防) 佐藤 勝美(内線205)

調査課長 田村 公仁(内線351)